

[事案 27-100] 損害賠償請求

・平成 28 年 2 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時、5 年ごとに配当金が支払われると説明されたこと等を理由に、保険会社の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 10 月に契約した終身保険を、平成 9 年 6 月に、5 年ごと利差配当付終身保険に契約転換した。以下の理由により、保険会社の債務不履行または説明義務違反があったので、損害賠償をしてほしい。

- (1) 転換時、募集人は、配当が出ることを強調し、配当が出ない可能性は十分に説明しなかった。
- (2) 5 年ごとに配当金が支払われると考えて契約したが、一度も配当金が支払われていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款によると、設計書に記載した具体的な配当金額について当社が支払義務を負うことはない。
- (2) 設計書には、配当金がゼロとなる可能性があることが明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人の事情聴取については、募集人が既に退職しており、また高齢で出席が困難であったため、実現できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時に配当金額を確定することはできず、配当金を必ず支払うことが本契約の内容とはなっていないこと、および配当金について設計書にもとづいて説明がなされたと認められることから、保険会社の債務不履行または説明義務違反による損害賠償支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。